

資料配布の場所：

1. 筑波研究学園都市記者会（資料配布）
2. 中部地方整備局記者クラブ（資料配布）
3. 愛知県政記者クラブ（資料配布）

日時：令和2年1月27日（月）（9:00）

※豊田市から「豊田市政記者クラブ、豊田市政記者東クラブ」へ同時配布

解禁：新聞 1月31日（金）夕刊以降

ラジオ、テレビ 1月31日（金）午前11:00以降



令和2年1月27日

国立研究開発法人 土木研究所

## 「豊田市及び国立研究開発法人土木研究所との 土木技術に関する連携・協力協定」を締結します。

今般、豊田市と国立研究開発法人土木研究所は、包括的な連携の下、相互に協力し、良質な社会資本の効率的な整備及び管理並びに安全安心な市民生活に寄与することを目的として「豊田市及び国立研究開発法人土木研究所との土木技術に関する連携・協力協定」を1月31日（金）に締結することとし、以下のとおり締結式を行います。

日時： 令和2年1月31日（金）9:15～9:45

場所： 豊田市役所 南庁舎5階 南53会議室

出席者： 豊田市側 豊田市長（太田 稔彦）ほか  
土木研究所側 土木研究所理事長（西川 和廣）ほか

- 次第：
- (1) 開式
  - (2) 出席者紹介
  - (3) 挨拶
  - (4) 協定締結
  - (5) 写真撮影
  - (6) 閉式

### 問い合わせ先

問い合わせは、1月27日（月）の～17:00、28日（火）の10:00～17:00で  
お願いいたします。

●国立研究開発法人 土木研究所 技術推進本部 上席研究員 齋藤 清志  
主任研究員 小林 肇  
電話 029-879-6800（直通）

●豊田市 建設部 河川課長 中川 啓二  
河川課 担当長 前嶋（マエソバ） 宏明  
電話 0565-34-6672（直通）

# 豊田市及び国立研究開発法人土木研究所との 土木技術に関する連携・協力協定について

令和2年1月27日  
豊田市・土木研究所

## 1 協定の目的

豊田市と土木研究所が土木技術に関する包括的な連携のもと、相互に協力をを行い、良質な社会資本の効率的な整備及び管理並びに安全安心な市民生活に寄与することを目的とし、特に、次に掲げる事項について連携及び協力を行う。

(1) 技術的課題解決のためのパートナーシップの構築

(2) 技術情報の共有を通じた地域技術力の向上及び技術者の育成

## 2 協定の背景

豊田市では、都市の持続的な成長と発展を目指し、骨格となる道路整備や河川改修などの都市基盤整備を計画的かつ着実に推進してきた。しかし、自然環境や社会環境は大きく変化しており、災害リスクの高まりや加速するインフラの老朽化など様々な問題に直面している。

特に大型化した台風や頻発する局地的な大雨等による大規模災害に対し、市民の生命と財産を守るため、これまで以上に防災・減災対策に取り組んでいくことは喫緊の課題となっている。

また、土木研究所は、これまで土木技術に係る研究開発ならびに技術指導や成果の普及により、良質な社会資本の効率的な整備及び管理に無くてはならない役割を果たしてきた。今後は、社会資本の整備主体である地方自治体とより一層連携を密にし、現場ニーズに即した技術支援を目指している。

このような中、豊田市は、土木技術に係る研究開発や技術支援により様々な知見を持ち合わせている土木研究所と協定を結び、豊田市が抱える課題の解決や土木技術力の向上を図っていく。また、土木研究所は、今回の豊田市との協定締結は県庁所在地以外の中核市との包括的な協定としては第1号であり、様々な面でモデルケースとしていきたい。

### 3 連携・協力に向けた主な取組

(1) 豊田市が抱えている土木事業や計画策定に係る諸問題の解決に向けた助言や技術的支援を行う。

(個別に協議を検討している主な項目)

① 防災減災対策に対するリスクマネジメント

- ・旧町村部のハザードマップ作成に対する技術支援
- ・各種ハザードマップの効果的な活用により市民が容易にリスクマネジメントできるツールの作成に対する助言

② 被災時における早期復旧に向けた技術提案

- ・発災時の被害状況調査に対する助言
- ・二次被害防止対策や復旧対策等に対する技術支援

(2) 連携・協力を実施していくための窓口を双方に設置し、情報交換や人材交流などにより、土木技術力の向上と土木系職員の育成を図る。

### 4 協定書 ※別紙参照

## 豊田市及び国立研究開発法人土木研究所との土木技術に関する連携・協力協定書

豊田市（以下、「甲」という。）及び国立研究開発法人土木研究所（以下、「乙」という。）は、次のとおり土木技術に関する連携・協力に関する協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、包括的な連携の下、相互に協力し、良質な社会資本の効率的な整備及び管理並びに安全安心な市民生活に寄与することを目的とする。

### （連携及び協力する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- （1）技術的課題解決のためのパートナーシップの構築
- （2）技術情報の共有を通じた地域技術力の向上及び技術者の育成
- （3）その他甲及び乙が協議して必要と認める事項

### （連携調整）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携及び協力の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から起算して3年間とする。ただし、協定の有効期間満了の30日前までに、甲又は乙から特段の申し立てがない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に3年間有効とする。その後においてもまた同様とする。

### （協議）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲及び乙の代表者が署名押印の上、各1通を保有する。

令和2年1月31日

甲 豊田市長

乙 国立研究開発法人土木研究所  
理事長

---

太 田 稔 彦

---

西 川 和 廣